

国分寺市教育委員会議事録・第7-1号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和2年3月25日(水) 午前8時45分
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古屋 真 宏
教育長職務代理者	富山 謙 一
委 員	佐久間 博 美
委 員	大木 桃 代
委 員	辻 亜希子

(説明員)

教育部長兼ふるさと文化財課長事務取扱

教育総務課長	堀田 順 也
学務課長	日高 久 善
学校指導課長	中島 弘 美
統括指導主事	富永 大 優
指導主事	大島 伸 二
指導主事	關 友 矩
社会教育課長	野村 宏 行
公民館課長兼本多公民館長	千葉 昌 恵
恋ヶ窪公民館長	前田 典 人
光公民館長	増本 佐千子
もとまち公民館長	久保 祐 司
並木公民館長	豊泉 早 苗
図書館課長兼本多図書館長	本 望 慎 一
	戸部 伸 広

(事務局)

書記	山田 隆 史
書記	大嶽 みなみ

傍聴人 1人

〔開会と署名委員の指名〕

午前8時45分、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番佐久間委員、4番富山教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和2年1月23日開催の令和2年第1回国分寺市教育委員会定例会議事録第1号
- ・令和2年1月30日開催の令和2年第1回国分寺市教育委員会臨時会議事録第2号
- ・令和2年2月6日開催の令和2年第2回国分寺市教育委員会臨時会議事録第3-1号
- ・令和2年2月6日開催の令和2年第2回国分寺市教育委員会臨時会議事録第3-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて様々な取組をさせていただいておりますが、そのような中で3月19日に中学校の卒業式、昨日は小学校の卒業式が無事終了したところでございます。今年は特別な対応ということで規模を縮小しての実施でございましたが、卒業生の皆様方には心よりお祝いを申し上げたいと思ひますし、また、保護者や地域の皆様には様々な御協力をいただいたことに、感謝申し上げたいと思っております。そして、本日は小中学校の修了式でございます。今月は臨時休業で学校はお休みでしたが、子どもたちには1年間のまとめとして修了式をしっかりと行って、春休みを迎えていただきたいと思っております。

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

教育長 この度の新型コロナウイルス感染症に係る対応ということで御報告させていただきます。公共施設の対応と学校の対応の2点に分けてお話をさせていただきます。

公共施設の対応につきましては、3月2日開催の第8回国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議、またその後の本部会議におきまして、市の公共施設を休業・休館することが決定されました。教育委員会の所管では、ひかりプラザ、プレイステーション、小中学校教室等の施設利用、史跡関係の施設、各公民館・図書館が対象となりました。これらの施設は3月3日から今月31日火曜日まで休館・休園を行っております。各担当課におきましては、施設予約をされていた方々や団体へ、直前にはなりましたが、利用中止の御連絡をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。しかしながら、休館中ではございますが、公共施設予約システムの利用申請や取消し、窓口での申請受理は行っております。その際には、窓口の職員のマスク着用、手指消毒液の設置等の対応を実施しております。

また、図書館では休館中であってもブックポストによる図書の返却、電話やインターネットによる図書の予約等は行っております。さらに、3月17日からは、予約による資料の貸出し、返却への対応をスタートいたしました。

ひかりプラザや公民館等におきましては、御不便をおかけしておりました印刷機の利用について、予約制での御利用を3月17日から再開いたしました。

今後の状況によって休館期間は延びる可能性もございますので、しっかりと対応をしていきたいと思っております。

次に、学校における対応でございます。2月28日開催の教育委員会臨時会におきまして、委員の皆様方に御同意をいただきましたが、全ての市立小中学校を3月2日から本日、3

月25日まで臨時休業とさせていただきました。子どもたちには極力外出を控えるようにということで、課題を示しながら各家庭での対応をお願いしたところでございます。しかしながら、子どもたちがストレスを発散する、あるいは少しリラックスするということも考えまして、小学校の校庭開放を3月5日から23日までの平日に行いました。こちらには公民館や図書館の職員、給食調理員などにも御協力をいただきました。校庭開放については、各学校のブログ等でお知らせをしながら進めてまいりました。

このように休業中であっても学校でも対応を進めてまいりました。各学校では先ほどお話ししたような学習課題の提示や、全ての児童生徒の状況を把握するため各家庭へ連絡し、子どもたちの様子を伺って、個別の対応が必要な場合には丁寧な対応をさせていただいたところでございます。

また、3月の学習機会が全てなくなったということで、それぞれの学年の学習状況を十分に把握し、新年度にその部分をしっかりと補習という形で進めていくための準備もしていただいております。さらには卒業式の準備、あるいは中には学童保育のお手伝いをさせていただいたり、学習面を見たりという学校もございました。さらに年度末の子どもたちの成績評価の事務もございました。先生方も休業中ではありましたが、多忙な日々を送ってくださいました、また、適切な対応をしていただいたということで、私からも改めて校長先生をはじめ教職員の皆様方には感謝を申し上げたいと思っております。

本日が修了式、明日から4月5日までが春季休業となります。入学式については、現段階では予定の日程で行いますが、時間を短縮しての実施を想定しております。始業式については、小中学校ともに4月6日でございます。今申し上げたような情報についても各学校のブログ等を通してお伝えしていくかと考えております。また、特に新入生、小学校新1年生、中学校新1年生への連絡については漏れのないように学務課を中心としながら進めてまいりたいと思っております。

このような状況は初めてでございますので、緊急の対応ということで進めさせていただきました。市民の方、子どもたちの安全・安心を第一に対応をしております。御不安や御不満も多々あろうかと思いますが、緊急の対応ということでぜひ御理解をいただけたらありがたいと思っております。ひとまず本日までの御報告ということでお許しをいただきたいと思います。

〔議事〕

1 議案第9号 国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

新たにふるさと文化財担当課長を設置するため、改正する必要がある。

教育総務課長 1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。新たに設置する担当課長の分掌事務につきましては規定がないため、第4条に担当課長の分掌事務を別表第2に定めることを新たに規定し、現在の別表を別表第1とし、新たに別表第2を加えます。別表第2では、ふるさと文化財担当課長の業務として、文化財保護の企画及び調整に関すること、史跡地の管理及び公有化に関すること、その他課内の調整に関する thing を規定するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

教育長 議案第10号「国分寺市教育委員会指導主事の異動について」及び議案第11号「国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事に関する案件でありますので、秘密会で御審議いただきたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を要しますので、皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 委員全員賛成をもって秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退室をお願いいたします。なお、事務局は退室される方々の誘導をお願いいたします。

－秘密会－（午前8時57分～午前9時6分）

4 議案第12号 国分寺市学校施設長寿命化計画の策定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

老朽化する学校施設を計画的に修繕、更新を行うため、国分寺市学校施設長寿命化計画を策定する必要がある。

教育総務課長 こちらの国分寺市学校施設長寿命化計画につきましては、昨年12月26日開催の教育委員会定例会にてパブリック・コメントを実施する旨の御報告をさせていただきましたが、その後、府内で改めて計画策定の進め方について検討してまいりました。その結果、長寿命化計画の策定に伴って実施した今回の調査結果に基づき、個々の施設の更新時期や修繕の時期については多少前後が見られるものの、施設の長寿命化に対する考え方は、上位計画として位置づけられている国分寺市公共施設個別施設計画の考え方をそのまま踏襲していること、国分寺市公共施設個別施設計画については、既にパブリック・コメントを実施しており、長寿命化計画はその個別施設計画に付随する個別の計画であること、今回の調査結果に基づき個別施設計画との調整を予定していること等の理由から、長寿命化計画についてはパブリック・コメントを実施しないという判断になりました。今後、個別施設計画との調整作業を進めさせていただきたいと思ってございます。

本議案は、長寿命化計画につきまして教育委員会で決定をする必要があるため、御審議いただくものでございます。

昨年12月26日開催の教育委員会定例会にてお示しした内容からの変更点といたしましては、説明内容を分かりやすくするとともに、計画の具体的な内容等を追記させていただきました。例えば36ページのイ、現地調査による評価、(ア) 鉄筋^{せいけん}の項目には、なお書き以下を追記し、問題となるような評価はなかったものの、重要な項目であることから修繕の時期を早める必要がある旨を記載いたしました。また、37ページの⑤構造躯体以外の劣化状況等の評価、ア、屋根の項目には、2段落目以降を追記し、劣化ありのD評価のもの

の今後の対応について記載をさせていただきました。これ以降の劣化ありのD評価につきましても、同様の記載をさせていただきました。

簡単であります、御説明は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 36ページの表について伺います。例えば第一小学校の場合、個別施設計画による大規模修繕予定は令和8年、9年ですが、今回の計画で大規模修繕を令和3、4、5年に前倒しするということだと思いますが、第三中学校の令和10年更新予定というのはどのような意味なのか、お教えください。

教育総務課長 第三中学校の校舎につきまして、表の一番右側の本計画による大規模修繕予定に令和10年度更新予定と記載しております。こちらの更新という言葉につきましては、建替えを予定しているという意味でございます。こちらにつきましては、市の個別施設計画にもこの年数で記載がございますので、そちらを踏襲して記載させていただいたところでございます。

大木委員 念のための確認ですが、建替えが少し延長されることになりますが、耐震工事等で安全性についてはしっかりと確認されているということでどうでしょうか。

教育総務課長 国分寺市立小中学校につきましては、全て耐震工事を終了しておりますので、安全であるということでございます。

大木委員 それであれば安心いたしました。

教育長 本日、長寿命化計画を決定していただきますが、その後、個別施設計画とのすり合わせ等が必要であるというお話がありました。調整後にまた御報告をいただけるということでおろしいでしょうか。

教育総務課長 こちらの計画をお認めいただいた後に、市長部局の関係する個別計画ともすり合わせを行い、その状況につきまして改めて御報告させていただきたいと思ってございます。

教育長 よろしくお願ひいたします。

富山教育長職務代理者 73ページの最初の情報基盤の整備と活用で、この計画をPDCAサイクルによって進めていくと書いてあります。一方で、今後国や都の状況がこの計画を策定した時とは変わることが当然あると思います。そのような際に、このPDCAサイクルに沿ってこの計画を前倒ししながら柔軟に対応していくことが課せられてくると思います。

例えば、5ページの学校施設に求められている姿の表の左側、3の学習活動の適応性の一番下の、効果的・効率的な施設整備には、ICTを活かした充実した学習環境、右側の真ん中あたりの情報教育の充実には、ICT環境と書かれております。令和3年度には中学校の教科書が新しくなりますが、英語では検定に合格した全ての教科書にQRコードがあり、タブレット端末等で読み取るとネイティブスピーカーの発音で教科書の文章を読み上げるというニュースがありました。国においても、小中学校におけるICT環境の整備を進める考えがあるというお話もございます。学校にICT環境が整備され1人に1台タブレット端末があれば、もしくは一人ひとりが機器を操作できるICTの部屋があれば、ネイティブスピーカーの発音で教科書の英語の文章を聞くことができます。それが整備されている市と整備されていない市が出てきますと、整備されていない市は不安になります。どうしても早めに整備せざるを得ないという状況になります。例えばの話ですが、このように状況が変わってきたときに、柔軟に対応し、整備を確認していくことが73ページに書かれ

ていると思いますが、その意味で計画を着実に進めると同時に変化に対応をしながら、良い環境を作っていくことを要望したいと思っております。

教育総務課長 こちらは学校施設の長寿命化計画ということで位置づけられてございます。基本的にはハード面が多いと考えてございますが、先ほど委員がおっしゃった5ページには、学校施設に求められている姿を記載してございます。ICT環境の整備についても今後情報の共有や収集を進めながら、できない部分もあるかもしれません、できるところにつきましては、可能な限り対応していきたいと思ってございます。

教育長 御要望ということでいただいたところでございます。こちらの計画は今後40年間を見通した上で10年間の計画期間となっております。時代の変化とともにまた新たな課題も生まれてくるかと思いますので、その都度しっかりと見直しながら進めさせていただきたいと思います。

大木委員 5ページの表について伺います。学校施設においては、安全性が最重要課題であるのは当然だと思います。その中で、災害対策と防犯・事故対策が挙げられておりますが、学校施設に求められている姿として、地区防災センターとして機能が充実していることや避難所として機能する体育館ということが、防犯・事故対策よりも上位になるのでしょうか。私は、子どもたちへの防犯・事故対策がまずしっかりとあり、その上で災害対策が挙がるのではないかという印象がございましたので、この順番になっている特別な理由があればお教えてください。

教育総務課長 こちらには安全性ということで2項目書いてございますが、どちらが上か下かということではございません。災害対策、防災・事故対策ということで2点に分けているだけでございます。

大木委員 この表を見たときに、当然上から順番に見ていきますので、そういうことであれば、もちろん私もどちらが優先というのではなく、並列だということは理解しておりますが、上から順番に読んでいったときに、果たしてこの順番なのだろうかという違和感を抱いたというだけです。以上です。

教育長 そのような誤解のないようにしっかりと説明をしていきたいと思います。こちらを作成するに当たっては多くの学校から、校長先生からも御意見をいただきながら、学校施設にこれから求められる姿ということで、お示しをさせていただいております。

辻委員 同じ防犯・事故対策の部分に関連してですが、もちろんこちらに挙げられている3点は重要なことだと思います。しかし、その他にも日常、児童生徒が過ごす中で転落事故等の校内で起こる事故を防ぐための工夫はあると思います。例えば、校舎から転落したときにいきなり地面に落ちないような工夫を求められることも、報道などで見ることもありますし、ガラス面を踏み抜かないようにするなど、日常生活の中で事故が起こらないような対策が講じられているかということも重要だと思います。この3点のいずれかに含めることは難しいと思いますので、児童生徒の日常生活の中で事故が起きない対策が、改修や更新の際には考慮されると良いのではないかと思いました。

教育総務課長 日々の事故防止対策ということで、委員がおっしゃるとおり、どこに当てはまるかとなりますと、難しいことと思います。お話をいただいたことにつきましては、記載ができるか考えさせていただきたいと思います。また、日常の事故防止につきましては、学校からもお話を聞きながら、私ども施設の担当としましては対策を講じてまいりたいと考えてございます。

辻委員 日常の事故防止は子どもたちへの声かけや意識を高める等のソフト面のことも

非常に重要なと思いますが、ハード面も重要なと思います。施設の中でもこの場所にこのような防護のものを設ける、動線を考えてこのようなものは設置する、あるいは設置しない等の工夫がもしできるのであればさらに良いと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

教育長 では検討をお願いします。

教育総務課長 こちらにつきましては、先ほど大木委員からも御意見いただきました。そちらも含めまして、再度考えてみたいと思ってございます。

佐久間委員 少し気になっていることがあります。各学校とも耐震基準を満たしているということで、その点についてはひとまず安心しております。しかし、予測を超えた自然災害が起こった時には被害が大きくなることがあります。その点につきましては、先ほど富山委員から御発言がありました73ページの推進体制の整備の中で、社会状況を見ながら対応していく部分であると受けとめております。例えば、耐震基準についてですが、27ページの図で旧耐震基準という記載があります。こちらは、震度5強程度の揺れでも耐えられる強度だと思いますが、昭和53年に宮城県沖地震が起こってそれでは対応できないということで新耐震基準が設定され、震度6以上の地震に耐えられることとなっていると思います。その後に起こった阪神淡路大震災や東日本大震災では震度7を記録しております。震度6以上の地震に耐えられるという基準ですと、30年以内に起こると言われております首都直下地震を心配しておられる方も多いと思います。その予測の範囲内ということで、この新基準で耐震工事を行っていると思いますが、予測を超えた規模の災害が起こり得ることを想定して、これから研究も進んでいくことかと思いますので、常に情報を注視しながら施設の整備を行っていただきたいと思っております。

教育総務課長 各学校の整備、修繕、改修等につきましても、そちらの情報についてアンテナを張り、把握しながら、考慮した上で進めていきたいと思ってございます。

教育長 それでは、先ほど御意見をいただいた箇所について、検討させていただき加筆する部分も出てくるかと思いますが、修正も含めて行わせていただくことを前提にお諮りをさせていただきます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

5 議案第13号 国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

養護教諭について、報酬単価の見直しを行うとともに、会計年度任用職員制度への移行に伴う経過措置を追加するため、改正する必要がある。

教育総務課長 2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。2ページの別表第2でございますが、養護教諭の勤務1時間当たりの報酬額を1,410円から1,800円に変更するものでございます。別表第2は、報酬額が東京都より全額補助される職種であり、報酬額の変更について東京都から通知があったことによる変更となります。

また、1ページの経過措置に第5項を追加いたします。こちらは、嘱託職員及び臨時職員が会計年度任用職員に移行しても、現在配属されている職の報酬額を下回らないような内容になってございます。市長部局でも同様の経過措置を行っており、職員課とも調整

を行いました。その上の第3項、準備行為は、規則の文言を整理させていただく内容でございます。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

6 議案第14号 国分寺市教育委員会職員の職務名等に関する規則の一部を改正する規則について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

嘱託職員及び臨時職員の会計年度任用職員への移行に伴い、文言を整理する必要がある。

教育総務課長 1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。こちらの規則は、正規職員について規定する規則となっているため、地方公務員法に規定されている一般職員である会計年度任用職員については対象外でございます。そのため、除く内容として太字で書かれている文言を追加し、整理するものでございます。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

7 議案第15号 国分寺市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

嘱託職員及び臨時職員の会計年度任用職員への移行に伴い、文言を整理する必要がある。

教育総務課長 2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。区分、組織・人事に関する事案でございます。8の臨時職員を会計年度任用職員に変更をしてございます。2ページの左側、現行になりますが、7の賃金は臨時職員が時間額の会計年度任用職員へ移行することに伴い、上の1の報酬となるため削除となります。削除となった7の賃金には8の報償費が繰り上がるため、2ページの右側、改正後でございますが、7の報償費に変更してございます。1ページの左側、現行の1の報酬、8の報償費は、決裁責任者及び備考の欄の内容が同一であることからまとめられてございました。しかし、分かりやすいように数字順に改めること、表の一番左側の区分が空白であり、誤りであることが判明したため、この欄は削除し、報償費については先ほど御説明いたしました改正後の7の報償費に改めましたので、1の報酬のみを、5の災害補償費の上に追加し整理いたしました。

2ページ左側、現行の9の旅費以降につきましては項目を一つずつ繰り上げてございます。また、会計年度任用職員の通勤手当につきましては、新たに旅費の中に規定するため、右側、改正後の8の旅費に通勤費を追記し、決裁責任者を課長としてございます。

2枚おめくりいただきまして、5ページの支出命令に関する事項、下から2枠目は文言整理をし、報酬とさせていただいてございます。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

8 議案第16号 （仮称）第2次国分寺市教育ビジョン検討委員会設置規程を廃止する訓令について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

第2次国分寺市教育ビジョンを策定したため、廃止する必要がある。

教育総務課長 1枚おめくりいただきまして、設置規程をご覧ください。こちらの規程につきましては、教育基本法に基づく国分寺市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である第2次国分寺市教育ビジョンを策定するための規程でございます。第2条の任務が終了いたしましたので、こちらの規程を廃止するものでございます。

(意見・質疑の要旨)

教育長 委員の皆様の御協力をいただきまして、第2次国分寺市教育ビジョンが策定されましたので、規程を廃止するものでございます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

9 議案第17号 国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和2年4月1日からの学校給食用牛乳供給価格の引上げに伴い、改正する必要がある。

学務課長 給食で提供をしている牛乳は、東京都が一括して事業者と契約を行っているものです。今回、東京都から牛乳価格の引上げが通知されましたので、そちらに合わせて給食費の改定を行いたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。月額給食費につきましては、1年間の牛乳価格の変更額を月払い数である11で割って算出してございます。日額給食費につきましては、変更額となる1円の増額を行うものでございます。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

10 議案第18号 国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和2年4月1日からの学校給食用牛乳供給価格の引上げに伴い、改正する必要がある。

学務課長 1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましても一食当たり牛乳代として1円の増額を算出しております。完全給食につきましては、ミルク給食と外注給食を合わせたものとなりますので1円の増、また、ミルク給食についても1円の増としております。外注給食については変更ございません。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

11 議案第19号 国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

公立学校教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、改正する必要がある。

学校指導課長 2枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。改正した主な部分について説明をさせていただきます。新旧対照表の2ページ、第27条をご覧ください。令和2年東京都教育委員会第4回定例会におきまして、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について議決をされました。その後、令和2年第1回東京都議会定例会において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、本市においても教育職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るために時間外、在校時間の上限等について定める必要があるため、こちらの第27条を加えるものでございます。

3ページの右側をご覧ください。第1項では、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を1月に45時間以内とし、1年間では360時間以内とするものです。第2項では、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う際の基準を示しており、1月について100時間未満、1年について720時間などと規定するものです。

それ以外の部分につきましては、新旧対照表の1ページに内容が分かるように新たに目次を加えております。また、指導教諭について新たに規定し、都に準じた文言整理をしてございます。また、それに伴って、番号の繰り下がり等も行っております。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 昨今、先生方の働き方改革と言われている中で、しっかりとこの基準を設けていただくというのは大変素晴らしいことだと思います。1点お伺いしたいのは、このことに関する罰則規定はないのでしょうか。少なくともこちらには記されておりませんが、規則に準じた管理ができなかった場合などには、どのようにされるでしょうか。

学校指導課長 まずは、私たちは極力努力して、規定した時間の中に収まるように進めてまいりたいと思っております。今後、国及び都の動向を受けまして、そのような内容について検討をしていくことなると思います。

大木委員 先生方の心身両面の健康を保つためにも、せっかくこのような規定を設けていただかなければ、それが遵守されるように教育委員会としても御尽力いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

辻委員 文言についてお聞きします。第11条の2で現行は「教育委員会」となっているのが、改正後は「委員会」となっております。これはどのような変更なのでしょうか。

学校指導課長 こちらにつきましては、基本的に都の文言について合わせた形の改正となります。

辻委員 そうしますと、第27条第2項の、委員会が認める場合というのも、教育委員会が通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴って勤務時間を大幅に増やしてもよいかの判断をするという理解でよろしいですね。

学校指導課長 そのような形になると思います。

佐久間委員 新たに指導教諭の記載が加わったということですが、主幹教諭に関しましてはどのようになっていますか。

学校指導課長 主幹教諭につきましては、こちらの規則の第7条の2に既に位置づけられています。今回、第7条の2については改正がありませんので、新旧対照表の記載を省略しております。

富山教育長職務代理者 この改正によりまして、先生方の働き方改革につながっていくと良いと本当に思っております。画餅に終わってはいけないので、適正に行われる指導管理体制という観点で質問いたします。1月について100時間未満などの在校時間の上限が定められますが、教員の勤務時間の把握が実際にどのように行われるのか、また、把握したものに従って、指導助言体制はどのようになるのかについて説明をお願いいたします。

学校指導課長 各学校では、現在、ICカードで出退勤を管理するための機械は設置済みですが、そのシステムについて導入を図っているところでございます。今後、そちらを用いて教員それぞれの在校時間の把握を行っていくことになります。また、把握した後も内容について教育委員会に報告がありますので、それを基に、学校に適切に指導をしていくことを現在計画しているところでございます。

富山教育長職務代理者 適正にそれが管理・指導されていくことをぜひよろしくお願ひいたします。

教育長 今回の規則改正につきましては、先生方の働き方改革のより一層の推進ということでございますので、教育委員会としてもしっかりと向き合って推進できるような体制を整えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

12 議案第20号 国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和2年4月1日から国分寺市立第五小学校にコミュニティ・スクール協議会を設置す

ることに伴い、改正する必要がある。

統括指導主事 1枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。第1条中の下線部分第47条の6を第47条の5に改正をしておりますが、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条ずれに対応したものとなっております。

次に第3条の（1）として新たに国分寺市立第五小学校を追加しております。今回（1）に追加をいたしましたのは、既にコミュニティ・スクール協議会を設置済みの3校が第七小学校、第八小学校、第九小学校であり、行政順では五小より後ろになるためございます。今後、新たに他の学校でコミュニティ・スクール協議会を設置した際にも、行政順に追加していくこととなります。

（意見・質疑の要旨）

教育長 第五小学校が市内では4校目のコミュニティ・スクールとなり、4月1日からスタートするということになります。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

13 議案第21号 国分寺市社会教育委員の委嘱について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例（昭和35年条例第4号）第2条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課長 ページをおめくりいただき、裏面の令和2・3年度国分寺市社会教育委員候補者名簿をご覧ください。任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となります。委嘱は、定数12人以内のところ11の方にお願いしたいと思います。なお、現在につきましては10の方に委嘱をしてございます。1番から7番までの委員については再任、8番から11番までの委員については新任となります。

新任で委嘱をさせていただきたい方について御説明をさせていただきます。8番、入江優子様、東京学芸大学の准教授の先生でございます。社会教育学を専門とされており、日本教育学会、社会教育学会等に所属をされており、社会教育について識見の深い方でございます。9番、徳満哲夫様、東京都の小学校の元校長先生でいらっしゃいます。東京都小学校道徳教育研究会会長を歴任され、学校教育について深い見識をお持ちの方でございます。10番、山崎明子様、国分寺市の元公民館館長、図書館長を歴任し、国分寺市の社会教育に長年携わっていらっしゃる方です。11番、森田直樹様、光商店会副会長、地域活動団体ひかり新幹線おやじの会副会長として、地域活動を精力的に行っていらっしゃる方でございます。

（意見・質疑の要旨）

教育長 新たな方が4人お入りになって、さらに社会教育委員の活動が充実することを期待しております。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

14 議案第22号 国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例（平成22年条例第24号）第33条第1項の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

教育部長兼ふるさと文化財課長事務取扱 現在委員として活動をしていただいている7人全員再任という形での御提案になります。専門性が非常に高い分野でございますので、引き続き御協力いただきたいということで、御提案をさせていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 非常に高い専門性をお持ちの方々ばかりでございますので、全員再任ということで御提案をさせていただいたところでございます。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

15 議案第23号 国分寺市立第二小学校及び第三小学校学校薬剤師の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立第二小学校及び第三小学校学校薬剤師が辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則（平成11年教委規則第2号）第2条第1項の規定に基づき、学校薬剤師を委嘱する必要がある。

学務課長 1枚おめくりいただき裏面をご覧ください。今回の辞任を受けまして、規則に基づきまして国分寺市薬剤師会から御推薦をいただいた方、2人を候補者名簿に記載させていただいております。任期につきましては、前任者の残りの任期となりますので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとさせていただいております。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

1 東京都市町村教育委員会連合会次期役員の推薦について

(事務局からの説明)

教育総務課長 現在、東京都市町村教育委員会連合会には国分寺市から富山教育長職務代理者が役員かつ第4ブロックの世話人として選出されてございます。役員の任期につきましては2年となっており、現在の任期が令和2年5月26日で満了ということになってございます。つきましては、次期役員を国分寺市より推薦いたしたく御協議をお願いいたします。次期役員の任期につきましては、令和2年5月27日から令和4年5月26

日までの2年間となってございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 現在、富山委員に役員をお願いしておりますが、ひとまずお疲れ様でございます。

それでは、次期役員ということでどなたか御推薦をいただける方はいらっしゃいますか。

大木委員 内外の教育に御造詣の深い富山委員に、ぜひ引き続き役員をお願いできればと思います。

教育長 富山委員、いかがでしょうか。

富山教育長職務代理者 お受けいたします。

教育長 それでは、引き続きとなりますが、次期役員についても富山委員にお願いをするということで推薦させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔幸災告〕

1 令和元年度第2回総合教育会議について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料1をお願いいたします。2月18日午前9時30分から行われました令和元年度第2回総合教育会議につきまして、概要がまとまりましたので報告させていただきます。当日の協議・調整事項の1点目は「国分寺市教育に関する大綱（案）第2期（令和2年度～令和6年度）について」、2点目は「今後の教育施策の推進について」でございました。当日は、委員の皆様から様々な御意見を頂戴いたしました。

教育に関する大綱の第2期につきましては、第2次国分寺市教育ビジョン、第2次文化振興計画及びスポーツ振興計画に基づき、案として作成したことなどが政策経営課長より説明がございました。委員の皆様から御意見をいただきまして、計画を見る側の視点に立ち、分かりやすい大綱とするよう文言の一部修正を行うことを前提として決定となりました。

今後の教育施策の推進については、内容が多岐にわたるため、Society5.0に向けた教育の取組、地域に開かれた学校づくりに向けた取組、日本の伝統文化の継承及び発展に向けた取組、東京2020大会後のスポーツ施策・オリパラ教育の推進の四つのテーマに分け、各担当から説明があり、テーマごとに協議をいたしました。

最後には市長から学校教育、社会教育、文化、スポーツ、その他様々な場面で教育委員会とは関わりがあるため、一体となって各施策を推進していかなければいけないということをまとめていただきました。約2時間の会議でございました。簡単ですが、報告は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 委員の皆様方には御参加いただいておりますので、内容については御存知だと思いますが、市長も含めて非常に実りある会議になったのではないかと思っております。より一層、市長部局との連携に基づいて、教育行政が、施策が充実していくように努力してまいりたいと思っております。少しお時間は足りなかつたくらいの会議となりましたが、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

2 児童・生徒の通学用道路における空間放射線量測定結果について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料2をご覧ください。児童・生徒の通学用道路における空間放射線量の測定については各学期に1回ずつ行ってございます。今年度につきましても各学期に5日間測定をいたしまして、1学期、2学期、3学期に1回ずつ、合わせて3回の計測を行いました。測定結果でございますが、数値のばらつきは若干ございますが、いずれの場所につきましても、市の除染基準である1時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える数値は測定されませんでした。測定に当たりましては、各学校の保護者の皆様に御協力をいただき、測定場所の選定をしていただきました。保護者の方の御協力のもと、今年度の測定について完了いたしました。簡単ではありますが、御説明は以上になります。

(意見・質疑の要旨)

教育長 保護者の皆様方にも多大な御協力をいただきながらの実施となりました。特段気になる数値もないということで安心しているところでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

3 令和2年度小・中学校の教育課程について

(事務局からの説明)

關指導主事 各市立小中学校は国分寺市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、次年度の教育課程として学校の教育目標やそれを達成するための基本方針、指導の重点などを教育委員会に届け出しております。

資料3の表面は各小中学校が届け出た教育課程の内容の一部となっております。各小中学校ではそれぞれの学校の教育目標を達成するため、第2次国分寺市教育ビジョンを踏まえた令和2年度の重点事項を設定しております。なお、重点事項については1に記載しております。2の特色ある教育活動は、1の重点事項⑦にかかる小・中地域が連携した具体的な取組を記載しております。各学校において、防災教育やサマースクールなど、学校、地域などの実態を踏まえて、保護者や地域の方々の御協力をいただきながら、特色のある教育活動を展開しております。

資料裏面をご覧ください。通常の学級と特別支援学級の小学校第6学年及び中学校第3学年の年間の授業時数や授業日数を一覧にしております。次年度は、小学校では新学習指導要領が全面実施となり授業時数が増えますが、本市においては移行期間中に既に準備が整っており、次年度においても授業時数が適正に確保されております。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業により、各学校において授業日数が減っております。それにより児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて次年度に補充のための授業を実施するよう、各小・中学校に指示しております。学校指導課では、各学校において教育課程が適正に実施され、学校の取組が充実するよう指導・助言に努めてまいります。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 授業実施予定期数について伺います。素朴な疑問なのですが、授業日数はどの学校でも同じであるにもかかわらず、総時数が多い学校と少ない学校とでは20時間以上の開きがあります。これはどのような理由から起きるのでしょうか。

關指導主事 こちらの総時数は、教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間の合計を示しております。こちら以外にも学校行事の時数がございます。各学校におい

て学校行事が様々ございますので、そちらの時数によって差が出ること、また余剰時数を各学校において確保しているので、総時数が学校によって異なっている状況でございます。

教育長 学芸会や音楽会など各年度で開催する学校行事の種類が異なると、また少し時数の変動があるだろうと思います。

富山教育長職務代理者 小学校の標準時数は3年生では980時間、中学校の標準時数は1,015時間ですが、小・中学校ともにそれを大幅に超えて授業が実施される予定となっております。加えて、令和元年度の教育課程に比べて、令和2年度はそれぞれの小・中学校で授業総時数が増えております。必要に応じて学習の補充のための授業を実施するようにしたという説明もありました。やはり3月に授業ができず、学習時間が不足している部分を補充したいという学校の思いがあり、そのための授業を計画しているのだろうと思われます。学校は本当によく努力をしていただいてこの教育課程が編成されていると実感しております。3学期の3月の授業が学習時間としてなくて、自習をしている状態ですので、新年度が始まりましたら、それぞれの子どもたちに合わせて補充の時間が有効に活用されていたら良いと思います。

教育長 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等もございまして、状況は刻々と変化しております。このとおりに実施できるか少し不安ではございますが、子どもたちにはこの充実した内容で学びが深まっていくことを期待したいと思っております。特色ある教育活動にはそれぞれの学校の特色が、例えば五小には「コミュニティ・スクールとして」と書かれておりますので、ぜひご覧ください、また、参観等をしていただけたらありがたいと思っております。

〔その他〕 なし

〔閉会〕

午前10時9分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

3番 佐久間 博美

4番 畠山 謙一

調製職員

日高 久善